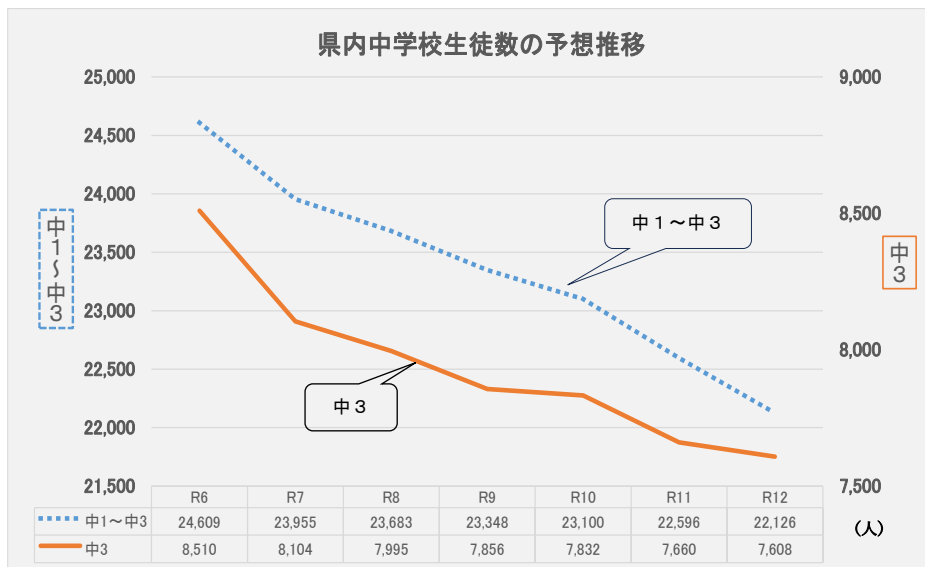


教師等のみなさんへ

現在、富山県では休日における中学校の「学校部活動」を「地域」に移行（展開）ができるように準備を進めています



(令和6年 富山県教育委員会調べ)



富山県の子どもの人数は、年々減ってきています。中学校に通う生徒の人数も減り続け、このままだと学校部活動（以下、「部活動」）も、「単独校でチームが組めない」、「やりたい部活動が設置されていない」、「専門の指導ができる顧問がない」などのケースが増えていくことが考えられます。

今後、これまでの部活動の枠組みを維持したとしても、生徒が望むスポーツ・文化活動環境を提供することは、ますます困難になると予想されることから、部活動に代わる、新しいスポーツ・文化活動環境を整備していく必要があります。

そして今、地域と市町村教育委員会や学校が協力して、休日の中学校の部活動に代わる「地域スポーツ・文化クラブ活動」の準備を進めています。

教育委員会では、「全国大会を目指したい」、「友達と楽しく活動したい」、「土日は勉強の時間にあてたい」、「週末だけでも気持ちよく汗を流したい」など、生徒のニーズに応えるため、競技団体や文化団体、民間のチーム、クラブチーム及び道場や楽団、芸術教室などが、連携・協働しながら、その地域にとって望ましいスポーツ・文化活動環境を整備し、生徒のニーズに応じて複数の活動の中から自由に選択できるようにするため、現在準備を進めています。

休日に地域で行われる活動の指導者確保が課題となっています。

休日の「地域スポーツ・文化クラブ活動」（以下、「地域クラブ」）の指導を希望する教師等は、サービスを監督する教育委員会の兼職兼業の許可を得たうえで、当該活動の運営を行う団体の業務に従事することができます。

兼職兼業の対象は、教育委員会が関与する「地域クラブ」の指導に限られます。民間のチーム、クラブチームの指導は兼職兼業の対象外です。

「地域クラブ」の指導を希望しない教師等が指導を行うことはありません。

⇒詳しくは、裏面Q&Aをご覧ください

「地域スポーツ・文化クラブ活動」Q & A (教師等用)

Q 1 今後部活動はなくなるのですか？

A 1 いいえ、なくなりません。

現在、各市町村では、実情に応じて、主に休日の部活動の実施回数を段階的に減らし、新しいスポーツ・文化活動環境の移行（展開）に向けた準備を進めています。

県内市町村の中学校や義務教育学校では、一部ないし全ての部活動において、毎週もしくは月に数回の休日部活動を行わないこととし、希望する生徒は、部活動に代わって地域で展開されている「地域クラブ」に参加することとしています。実施する競技等の数や実施回数は、市町村それぞれの体制が整い次第、徐々に増やしていきます。

県内の市町村によっては、平日も「地域クラブ」を行ったり、今後平日にも「地域クラブ」を拡げたりする地域や、今後原則休日の部活動を行わず、平日は従来どおりの部活動を継続する地域等、対応は様々となっています。

Q 2 休日の「地域クラブ」の指導を希望する場合、どのような手続きが必要になりますか。

A 2 「兼職兼業」の手続きを経て、活動を運営する団体の業務に従事することが可能となります。希望する場合は、サービスを監督する教育委員会へ申請します。

従事する地域は、居住地、勤務地、それ以外の地域のいずれも可能です。

なお、「兼職兼業」に関する情報は、下記文部科学省のホームページに掲載されていますのでご覧ください。また、中学校以外の校種に勤務する教師等で、「地域クラブ」の指導に従事いただける方は、人材検索紹介システム「パスネットとやま」への登録をお願いします。（右記QRコードから登録が可能です）

詳しくは、県教委保健体育課又は市町村教委に問い合わせください。
余暇の時間を利用して、皆さんの特技を生かしてみませんか。



Q 3 兼職兼業が許可される要件はありますか？

A 3 文部科学省の通知(R3. 2. 17)では、当該教師等の健康管理のため、いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間が単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内とならないことが見込まれる場合には兼職兼業の許可を出さないことが適当であるとしています。

サービスを監督する教育委員会は、当該教員の勤務状況と、運営団体から提出される勤務実績とを参照し、許可の判断を行います。

【文部科学省ホームページ：教師等の兼職兼業について】

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

Q 4 その他、注意しておくことはありますか？

A 4 休日の「地域クラブ」の指導を希望しない教師等に対し、学校の管理職や周囲の教師、保護者等による黙示的な圧力により無理に兼職兼業を希望させることは決してあってはいけません。

「地域クラブ」の指導を行う場合、教師等としての給与の他に運営団体から報酬を得ることになるので、その金額によっては確定申告が必要な場合が出てきます。

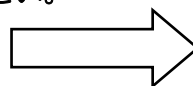
兼職兼業が認められない活動の指導を行い、報酬を得た場合には「副業」として取り扱われ、地方公務員法に違反すると判断される場合があります。

また、「地域クラブ」の実施に際しては地域指導者として、運営団体が行う研修を受講する必要があります。

【参考資料1】

地域クラブ等の紹介をしていますのでご覧ください。

県政番組 KNB こんにちは富山県です
～地域で支える部活動～
(令和7年1月18日放送)



【参考資料2】

スポーツ庁：部活動改革ポータルサイト

～学校部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行（地域移行）に向けて～

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm